

第二章 本組合ハ関東地方ニ設ケル機械工務局ノ事業ニ従事スル
ル方商者ヲ以テ組織ス

第三章 本組合本部ヲ東京ニ置ク
組合員五十名ニ達セル代ハ其工務ニ支那ヲ組織スルコト
トス

第四章 本組合ノ規約本組合ノ總會ノ決議ヲ經ルニ依ラサレハ更
更スルコトヲ得ス

第五章 本組合ハ組合員ノ協性ノ斷養技術ノ進歩職見ノ酬答ニ任
ノ向上相慶扶助ヲ以テ目的トス
本組合ハ本規約ヲ以テ目的ヲ達セシムル為ニ左ノ事業ヲ行フ

一 職業紹介 二 共済 三 教育 四 出版 五 法律顧問
六 其他組合員ノ福利ヲ増進スルニ必要ナル事業ヲ行フ
但シ本規約細則ハ別ニ之ヲ定メ

權 利

第八章 本組合員ハ左ノ權利ヲ有スルモノトス

- 一 右役員ノ選出及解任 二 職別ノ異代配任ヲ度クルコト
- 三 会費及徽章ノ異代交付ヲ受クルコト

義 務

第九章 本組合員ハ左ノ義務アルモノトス

- 一 毎月規定ノ会費ヲ前納スルコト
- 二 本組合ノ規約ヲ遵守スルコト

加入 及 脱退

第十章 一 本組合ニ加入セントスルモノハ規定ノ程序ニ從ヒ指定
ノ事項ヲ明記シ現金ノ加入金ヲ添ヘテ本部ニ送付スルコト
申出ルコト

二 本組合ハ前項ノ申込ニ對シテ調査ノ上会費章 及 徽章
ヲ交付シ取戻シハ翌年ヨリ配布ス

三 組合員ニシテ既合メントスルトキハ其理由ヲ明記シ會費章
及 徽章ヲ添ヘテ本部ニ送付スルコト

會 計

第十一章 本組合加入金ヲ三十圓トス
第十二章 本組合員ノ会費ヲ一月三十圓トス
第十三条 会費収取

一 組合本部費ニテハ但シ関東各縣及支分會ノ維持費ニ
限ル

二 右支分費十圓一組ニ其事業ニ關シテ支分會日誌等費收ス